

令和3年度食料産業・6次産業化交付金の実施要望調査について

1 趣旨

兵庫県では、農山漁村の所得の向上や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者などの事業者との連携による新商品の開発、販路の開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備などの取組を支援しています。

つきましては、令和3年度所要額を把握し、農林水産省に食料産業・6次産業化交付金に係る要望を行うため、本調査を実施します。

なお、農林水産省から交付を認められた場合、各事業者の方には、兵庫県の補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付します。

2 要望調査対象事業

項目	6次産業化の推進体制整備事業	6次産業化の推進支援事業	6次産業化施設整備事業
事業実施主体	市町(ただし、人材育成研修の開催については、6次産業化戦略策定市町に限る)	市町、農林漁業者、民間事業者、事業協同組合、商工業者の組織する団体等	農林漁業者団体又は農林漁業者団体等と連携する中小企業者(法認定者※1)
対象事業	1 6次産業化・地産地消推進協議会の開催、6次産業化計画に基づく交流会の開催 2 人材育成研修の開催	1 インバウンドを中心とする観光消費の促進 2 経済活動としての農福連携の発展 3 2次3次産業と連携した加工・直売の推進 4 新商品開発・販路開拓の実施 5 直売所の売上向上に向けた多様な取組	1 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設 2 総合化事業又は農商工連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設 3 食品等の加工・販売のために必要な施設 等
交付率	定額	定額(1/3以内(ただし、6次産業化の取組に関する「市区町村戦略」に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)	定額(事業費の3/10以内(ただし、中山間ルネッサンス事業により策定する「地域別農業振興計画」又は6次産業化等の取組に関する「市区町村戦略」に基づく事業は、1/2以内とする。)また、補助金の額は次の(1)から(3)までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。(上限1億円) (1) 交付対象事業費に3/10(又は1/2)を乗じて

			<p>得た額</p> <p>(2) 交付対象事業費に充てるために貸し付けられた資金の額</p> <p>(3) 交付対象事業費から(2)の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額</p>
--	--	--	--

※1 法認定者：六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者

3 事業の概要及び応募資格、採択基準等

詳細は「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」等をご参照下さい。

(農林水産省HPリンク <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>)

4 提出書類

(1) 6次産業化の推進支援事業

実施計画書（6次産業化の推進支援事業）及び添付資料 1部

(2) 6次産業化施設整備事業

実施計画書（6次産業化施設整備事業）及び添付資料 1部

5 提出期限

令和2年9月18日（金）

※ 事業を実施する予定の市町を通じ、各市町を所管する兵庫県農林（水産）振興事務所に提出してください。

6 提出先及び問合せ先

下記一覧を参照

7 その他（留意事項）

(1) 令和3年度に事業実施を希望する場合は、必ず今回の調査で報告してください。

ただし、今回の要望調査は、令和3年度の所要額を把握するために実施するもので、交付先・交付額を決定するためのものではありません。

(2) 評価基準に基づきポイントを算定し、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に採択し、要望額に相当する額を配分することとしています。

(3) 提出された実施計画書の内容について、ヒアリングを通じて補助事業の要件等を確認のうえ、具体化を進めていく予定です。その際、追加資料等の作成をお願いする場合があります。

(4) 現在の要望調査の内容は、農林水産省の令和3年度予算の動向で変更される可能性

がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) この食料産業・6次産業化交付金の交付については、兵庫県農政環境部補助金交付要綱に基づく手続きが必要となります。

◆提出及び問い合わせ先		
※お問い合わせ内容（農業、林業、漁業）により、対応する事務所・担当課へおつなぎする場合がありますので、あらかじめご了承ください。		
事業実施地域	担当機関	電話
神戸市	神戸農林振興事務所 農政振興課 神戸市中央区中山手通 6-1-1	078-361-8551
尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町	阪神農林振興事務所 農政振興課 三田市天神 1-10-14	079-562-8848
明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町	加古川農林水産振興事務所 農政振興課 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9615
西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町	加東農林振興事務所 農政振興課 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9422
姫路市・神河町・市川町・福崎町	姫路農林水産振興事務所 農政振興課 姫路市東延末 3-12（東延末仮庁舎）	079-281-9285
相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町	光都農林振興事務所 農政振興第1課 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2193
豊岡市・香美町・新温泉町	豊岡農林水産振興事務所 農政振興課 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3697
養父市・朝来市	朝来農林振興事務所 農政振興課 朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6879
篠山市・丹波市	丹波農林振興事務所 農政振興課 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3793
洲本市・南あわじ市・淡路市	洲本農林水産振興事務所 農政振興第1課 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2096
◆本事業の全般に関すること 兵庫県 農政環境部農政企画局総合農政課 所在地：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話：078-362-9216 FAX：078-362-4458		